

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や 雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方へ

下記の条件に該当する方については、国民健康保険税が軽減される場合があります。

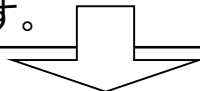
対象者の確認方法について

離職の翌日から翌年度までの期間において、

(1) 雇用保険の特定受給資格者(例: 倒産・解雇などによる離職)

(2) 雇用保険の特定理由離職者(例: 雇い止めなどによる離職)

として下記の条件を満たす雇用保険受給資格者証をもち、下記に該当する離職時点で65歳未満の失業等給付を受ける方です。



※ お持ちの雇用保険受給資格者証の離職理由が、下記の番号[離職理由コード]に該当する方が対象者となります。

雇用保険受給資格者証							(第1面)
1. 支給番号			2. 氏名				
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 雇用時年齢	6. 生年月日		7. 求職番号	
8. 住所又は居所							
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)							
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由			

【特定受給資格者に対応する離職理由コード】

- 11 (解雇)
- 12 (天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇)
- 21 (特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり))
- 22 (特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり))
- 31 (事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)
- 32 (事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退社)

【特定理由離職者に対応する離職理由コード】

- 23 (期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし))
- 33 (正当な理由のある自己都合退職)
- 34 (特定の正当な理由のある自己都合退職)

◆ 該当する方については、裏面を確認してください。

※下記の方は対象外となります。

- ・離職時に65歳以上で、右上に 高 と書かれた『雇用保険高年齢受給資格者証』をお持ちの方
- ・右上に 特 と書かれた『雇用保険特例受給資格者証』をお持ちの方

国民健康保険の問い合わせ

保険税の内容について	税務課	☎7093-7832(直通)	市民税係
納付について	税務課	☎7093-7832(直通)	納税推進係
国民健康保険の資格・療養費について	市民生活課	☎7093-7839(直通)	保険年金係

計算の方法は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、対象者の前年の給与所得をその30/100とみなして算定します。

軽減期間は？

離職の翌日の属する月から、翌年度末までの期間です。
※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※ 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても継続されますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減期間中に就職して社会保険に加入したときは？

職場の健康保険に加入した場合は軽減措置は終了します。
※ 職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険を抜ける手続きが必要となります。

軽減期間中に就職して社会保険に加入後、再び失業して国民健康保険に
再加入した場合の軽減措置は？

再離職等により、国民健康保険に再加入したときが、当初の失業軽減期間内であれば、残りの軽減期間について、国民健康保険税が軽減されます。軽減期間満了後に国民健康保険に再加入した場合は、この軽減措置は適用されません。
ただし、再離職の際に、新たな雇用保険受給資格が発生した場合は、軽減期間の再判定がされますので、国民健康保険加入手続きの際に、「雇用保険受給資格者証」を持参してください。

軽減を受けるには？

「雇用保険受給資格者証」と印鑑を持参して市民生活課窓口へお越しください。

高額療養費について

国民健康保険税と同じく、離職者本人の給与所得を30/100として判定します。